

特定事業主行動計画（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）の推進状況について

(1) 超過勤務時間の削減

【設定目標】

平成32年度までに、職員（超過勤務手当が支給されない職員を除く）一人当たりの超過勤務の平均時間を月7.7時間以下にします。

【達成状況】

目 標	7.7時間以下
平成29年度	4.53時間
平成30年度	2.42時間

(2) 年次有給休暇の取得率向上

【設定目標】

平成32年度までに、年次有給休暇の平均取得日数を一人当たり年13日以上とします。

【達成状況】*

目 標	13日以上
平成29年	14.41日
平成30年	14.48日

*職員のうち、企業団在籍期間が1年未満の者がいるため、総取得日数をのべ職員数に在籍率を乗じた数で除した数を平均取得日数とした。

※在籍率は、企業団勤務月数を対象期間の職員の総勤務月数で除した率